



沢辺税理士事務所通信 「STORY」

平成 26 年 10 月 1 日号
NO.006

国の借金、1039兆円で過去最大を更新

財務省が公表した2014年6月末時点での国債や借入金などを合計した「国の借金」は1039兆4132億円にのぼり、過去最大を更新しました。このうち863.9兆円が国債で、全体の約83%を占めています。現在はこの国債をほぼ日本国内で引き受けることができているのですぐに財政が破たんすることはないと思いますが、将来はどうでしょうか…。消費税率が8%に引き上げられましたが、財政の健全化には程遠いようです。

ふるさと納税、税制改正で拡充する方針へ

総務省によりますと、2013年度にふるさと納税制度を活用した納税者は106,446人にのぼっています。書店でもふるさと納税に関する専門書が出ていたりして、年々利用者が増えています。総務省では地域活性化のため、限度額を2倍に引き上げるなど、拡充の方向で制度改正を行う方針を固めたようです。

ふるさと納税は、税金計算上は現住所以外の地方自治体に対して行う「寄附」で、2,000円を超える部分につき一定額まで所得税、個人住民税が減額されます。そして、その寄付を受けた自治体がお礼として地元特産品を贈答することが一般化しており、「実質2,000円の負担で高級和牛がもらえる」などの部分に注目が集まっています。

個人的には、「それって、もので釣って、国内の税金を奪い合ってるだけなのでは…?」という気がしないではありませんが、しばらくこの人気は続きそうです。

誰でも設立できる、相続対策にも有利な「一般社団法人」

～事務所HPブログより～

平成20年12月1日より一般社団法人も登記のみで設立できるようになりました。今は社団法人を公益法人、非営利型法人、一般社団法人と(税務上)3つに分類しており、そのうち一般社団法人は制約があまりなく、**定款を整備して登記すれば、すぐに設立できます。**

では、なぜ一般社団法人が相続対策に活用できるのか?それは、「株式が存在しない」=「相続対象となるべき株式が存在しない」=「**法人の価値が増加しても、相続税の対象にならない**」からです。株式会社の場合、法人の純資産額が資本金の10倍になると、株主が保有している株式の評価もたとえば10倍になったりして、その株式を相続する際に多額の相続税が発生することがあります。**一般社団法人では、株式がないため相続税には全く影響がありません。**社員の地位を引き継いだり、あらかじめ後継者を社員にしておけば税金がかかることなく法人の資産と事業を引き継がせることができます。そして一般社団法人でも、もちろん役員報酬や役員退職金を支給することができます。

この記事の詳しい内容は事務所ホームページのブログをご覧ください。 [税理士 沢辺](#) で検索

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目9番25号 コンフォートNビル404

TEL 082-236-3935 FAX 0082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>